

なお、第五期介護保険事業計画については、平成二十三年度中に平成二十四年度から平成二十六年までを期間として作成することとなる。

3 介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価

介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが必要である。この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、療養病床再編成の進捗状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが必要である。

4 介護保険事業計画の公表

市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表することが必要である。

また、都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するほか、これを公表することが必要である。

第三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 介護保険事業の趣旨の普及啓発

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められる。このため、市町村及び都道府県は、被保険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発を図ることが必要である。

二 この指針の見直し

なお、第四期介護保険事業計画については、平成二十年当中に平成二十一年度から平成二十三年度までを期間として作成することとなる。

3 介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価

介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが必要である。この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが必要である。

4 介護保険事業計画の公表

市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表することが必要である。

また、都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するほか、これを公表することが必要である。

第三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 介護保険事業の趣旨の普及啓発

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び協力を得ることが求められる。このため、市町村及び都道府県は、被保険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発を図ることが必要である。

二 この指針の見直し

この指針は、平成二十一年度からの第四期介護保険事業計画の作成に資するよう定めたものである。このため、この指針については、介護保険法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。

別表第一

事項	内容
<p>市町村介護保険事業計画の基本理念等</p> <p>二 平成二十六年度目標値の設定</p>	<p>市町村介護保険事業計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的等を定めること。</p> <p>市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、平成二十六年度の介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の当該市町村における利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）の当該市町村における要介護二以上の認定者数に対する割合を、三十七％以下とすることを目標として設定すること。地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護及び指定施設サービス等を要介護二以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるこれらのサービスの利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）のうちの要介護四及び要介護五の認定者数の合計数が占める割合を、七十％以上とすることを目標として設定すること。</p>

この指針は、平成十八年度からの第三期介護保険事業計画の作成に資するよう定めたものである。このため、この指針については、介護保険法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。

別表第一

事項	内容
<p>市町村介護保険事業計画の基本理念等</p> <p>二 平成二十六年度目標値の設定</p>	<p>市町村介護保険事業計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的等を定めること。</p> <p>市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、平成二十六年度の介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の当該市町村における利用者数の合計数の当該市町村における要介護二以上の認定者数に対する割合を、三十七％以下とすることを目標として設定すること。地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護及び指定施設サービス等を要介護二以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるこれらのサービスの利用者数の合計数のうちの要介護四及び要介護五の認定者数の合計数が占める割合を、七十％以上とすることを目標として設定すること。</p>

<p>三 市町村介護保険事業計画の作成のための体制</p>	<p>市町村介護保険事業計画の作成に係る市町村の関係部局相互間の連携の状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、都道府県との連携の状況等を定めること。この場合において、複数の市町村による市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨等を盛り込むこと。</p>
<p>四 要介護者等の実態の把握</p>	<p>要介護者等の実態の把握に努めるとともに、都道府県と連携し、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の転換の予定等を把握すること。また要介護者等の実態等に関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方法等を定めること。この場合において、複数の市町村による要介護者等の実態等に関する調査の共同実施に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨等を盛り込むこと。 なお、介護給付等対象サービスの供給の把握についても、同様とすること。</p>
<p>五 日常生活圏域の設定</p>	<p>日常生活圏域の設定の趣旨及び内容、各日常生活圏域の状況等を定めること。</p>
<p>六 被保険者の現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を定めること。</p>
<p>七 介護給付等対象サービスの現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を定めること。 この場合においては、市町村介護保険事業計画</p>
<p>三 市町村介護保険事業計画の作成のための体制</p>	<p>市町村介護保険事業計画の作成に係る市町村の関係部局相互間の連携の状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、都道府県との連携の状況等を定めること。この場合において、複数の市町村による市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨等を盛り込むこと。</p>
<p>四 要介護者等の実態の把握</p>	<p>要介護者等の実態の把握に努めるとともに、また、要介護者等の実態に関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方法等を定めること。この場合において、複数の市町村による要介護者等の実態に関する調査の共同実施に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨等を盛り込むこと。 なお、介護給付等対象サービスの供給の把握についても、同様とすること。</p>
<p>五 日常生活圏域の設定</p>	<p>日常生活圏域の設定の趣旨及び内容、各日常生活圏域の状況等を定めること。</p>
<p>六 被保険者の現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を定めること。</p>
<p>七 介護給付等対象サービスの現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を定めること。 この場合においては、市町村介護保険事業計画</p>

<p>八 各年度における被保険者の状況の見込み</p>	<p>作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。</p> <p>各年度における人口の構造、被保険者の数、介護予防事業及び予防給付の実施状況を勘案した要介護者等の数等の見込みを定めること。この場合においては、その算定に当たつての考え方を示すこと。</p>
<p>九 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>① 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たつての考え方を示すこと。その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型サービスが利用されるようにする観点から、指定地域密着型サービスの見込量を確保する必要があること。</p> <p>なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数には、指定介護療養型医療</p>
<p>八 各年度における被保険者の状況の見込み</p>	<p>作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。</p> <p>各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを定めること。この場合においては、その算定に当たつての考え方を示すこと。</p>
<p>九 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>① 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たつての考え方を示すこと。その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型サービスが利用されるようにする観点から、指定地域密着型サービスの見込量を確保する必要があること。</p>

施設がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合は当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとし、各年度における、当該転換に伴う利用定員の増加分を含むこれらの事業それぞれの利用定員の総数については、必要利用定員とは別に定めるものとする。

ロ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み

各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。

② 介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

介護給付対象サービスの事業を行う者の確保に関する事など、介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。

③ 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示す

② 介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

介護給付対象サービスの事業を行う者の確保に関する事など、介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。

③ 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示す

<p>十 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びそ</p>	
<p>① 地域支援事業に要する費用の額 各年度における地域支援事業に要する費用の額の総額、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業それぞれに要する費用の額を定</p>	<p>こと。その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、指定地域密着型介護予防サービスの見込量を確保する必要があること。</p> <p>④ 予防給付の効果による認定者数の目標値の設定 要支援一及び要支援二並びに要介護一の認定者数の合計数に対する予防給付の実施の効果により要支援一若しくは要支援二から要介護一以上へ移行することが防止された者の合計数の割合を、十%を標準とすることを目標として設定すること。この場合においては、予防給付の実施が従来と同程度の実施した場合の認定者数及び予防給付の実施が更に進んだを実施しない場合の認定者数を定めること。</p> <p>④ 予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 予防給付対象サービスの事業を行う者の確保に関する事など、予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>十 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びそ</p>	<p>こと。その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、指定地域密着型介護予防サービスの見込量を確保する必要があること。</p> <p>④ 予防給付の効果による認定者数の目標値の設定 要支援一及び要支援二並びに要介護一の認定者数の合計数に対する予防給付の実施の効果により要支援一若しくは要支援二又は要介護一から要介護二以上へ移行することが防止された者の合計数の割合を、十%を標準とすることを目標として設定すること。この場合においては、予防給付を実施した場合の認定者数及び予防給付を実施しない場合の認定者数を定めること。</p> <p>⑤ 予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 予防給付対象サービスの事業を行う者の確保に関する事など、予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>① 地域支援事業に要する費用の額 各年度における地域支援事業に要する費用の額の総額、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業それぞれに要する費用の額を定</p>

の見込量の確保のための方策等

めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

② 地域支援事業の量の見込み

各年度における事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

③ 介護予防事業対象者数の見込み

介護予防事業の対象者数の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

④ 介護予防事業の効果による認定者数の目標値の設定

介護予防事業の対象者数に対する介護予防事業の実施の効果により要介護状態等に該当しない状態から要支援一若しくは要支援二又は要介護一へ移行することが防止された者の数の割合を、二十％を標準とすることを目標として設定すること。この場合においては、介護予防事業を実施した場合の認定者数及び介護予防事業を実施しない場合の認定者数を定めなければならない。

④ 地域支援事業の見込量の確保のための方策

地域支援事業を行う者の確保に関することなど、事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。

⑤ 保健福祉事業に関する事項

保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めること。

⑥ 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価

の見込量の確保のための方策等

めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

② 地域支援事業の量の見込み

各年度における事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

③ 介護予防事業対象者数の見込み

介護予防事業の対象者数の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

④ 介護予防事業の効果による認定者数の目標値の設定

介護予防事業の対象者数に対する介護予防事業の実施の効果により要介護状態等に該当しない状態から要支援一若しくは要支援二又は要介護一へ移行することが防止された者の数の割合を、二十％を標準とすることを目標として設定すること。この場合においては、介護予防事業を実施した場合の認定者数及び介護予防事業を実施しない場合の認定者数を定めること。

⑤ 地域支援事業の見込量の確保のための方策

地域支援事業を行う者の確保に関することなど、事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。

⑥ 保健福祉事業に関する事項

保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めること。

⑦ 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価

<p>十一 介護給付対象サービス ビスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。</p> <p>なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>	<p>各年度において、介護予防事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況を点検及び評価するに当たっては、<u>「れ、介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成十八年厚生労働省告示第三百十六号）」</u>の内容を踏まえること。<u>「あらかじめ、介護予防事業の対象者数、地域支援事業における各事業の見込量、介護予防事業及び予防給付を実施した場命の認定者数、介護予防事業及び予防給付を実施しない場合命の認定者数を定めること。」</u></p>
<p>十二 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>指定介護予防サービス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業又は指定介護予防支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定介護予防サービスの事業、指</p>	<p>各年度において、介護予防事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況を点検及び評価するため、<u>「あらかじめ、介護予防事業の対象者数、地域支援事業における各事業の見込量、介護予防事業及び予防給付を実施した場合命の認定者数、介護予防事業及び予防給付を実施しない場合命の認定者数を定めること。」</u></p>

	<p>定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整等の指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。</p>
<p>十三 市町村特別給付に関する事項</p>	<p>市町村特別給付を行う市町村にあつては、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めること。</p>
<p>十四 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項</p>	<p>都道府県において策定する介護給付費適正化計画の内容を十分に踏まえること。 介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めること。</p>
<p>十五 市町村介護保険事業計画の作成の時期</p>	<p>市町村介護保険事業計画の作成の時期を定めること。</p>
<p>十六 市町村介護保険事業計画の期間</p>	<p>市町村介護保険事業計画の期間を定めること。</p>
<p>十七 市町村介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>
<p>十八 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するた</p>	<p>介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために</p>

	<p>定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整等の指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。</p>
<p>十三 市町村特別給付に関する事項</p>	<p>市町村特別給付を行う市町村にあつては、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めること。</p>
<p>十四 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項</p>	<p>介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めること。</p>
<p>十五 市町村介護保険事業計画の作成の時期</p>	<p>市町村介護保険事業計画の作成の時期を定めること。</p>
<p>十六 市町村介護保険事業計画の期間</p>	<p>市町村介護保険事業計画の期間を定めること。</p>
<p>十七 市町村介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>
<p>十八 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するた</p>	<p>介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために</p>

<p>めに市町村が必要と認める事項</p>	<p>市町村が必要と認める事項を定めること。 なお、保険料率を算定する基礎となる介護保険事業に係る費用の見込みを盛り込むこと。</p>
<p>別表第二</p> <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護 又は通所リハビリテーション及び短期入所生活介護又は短期入所療養介護</p> <p>訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護</p>	<p>現に利用している者の数、居宅要介護者の利用に関する意向及び指定地域密着型サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>支援</p> <p>二 居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに居宅介護</p> <p>居宅療養管理指導</p> <p>福祉用具貸与</p>	<p>居宅要介護者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p> <p>居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応じた、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>特定福祉用具販売</p>	<p>居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応じた、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>めに市町村が必要と認める事項</p>	<p>市町村が必要と認める事項を定めること。 なお、保険料率を算定する基礎となる介護保険事業に係る費用の見込みを盛り込むこと。</p>
<p>別表第二</p> <p>一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護 又は通所リハビリテーション及び短期入所生活介護又は短期入所療養介護</p> <p>訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護</p>	<p>現に利用している者の数、居宅要介護者の利用に関する意向及び指定地域密着型サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>支援</p> <p>二 居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに居宅介護</p> <p>居宅療養管理指導</p> <p>福祉用具貸与</p>	<p>居宅要介護者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p> <p>居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応じた、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>特定福祉用具販売</p>	<p>居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応じた、現に利用している者の数及び居宅要介護者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p>

<p>居宅介護支援</p>	<p>居宅要介護者が原則として利用することを前提として、居宅要介護者の数を勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>三 夜間対応型訪問介護、 夜間対応型訪問介護、 小規模多機能型居宅介護</p>	<p>認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護は、現に利用している者の数、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>認知症対応型通所介護</p>	<p>認知症対応型通所介護は、現に利用している者の数、居宅要介護者であつて認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>四 特定施設入居者生活介護、 施設入居者生活介護、 福祉施設サービス、 介護保健施設サービス、 特定施設入居者生活介護、 認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の当該市町村における利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）の当該市町村における要介護2以上の認定者数に対する割合を、37%以下とすることを目標としたうえで、第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～23年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、</p>	<p>平成26年度の介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の当該市町村における利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）の当該市町村における要介護2以上の認定者数に対する割合を、37%以下とすることを目標としたうえで、第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～23年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、</p>
<p>居宅介護支援</p>	<p>居宅要介護者が原則として利用することを前提として、居宅要介護者の数を勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>三 夜間対応型訪問介護、 夜間対応型訪問介護、 小規模多機能型居宅介護</p>	<p>認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護は、現に利用している者の数、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>認知症対応型通所介護</p>	<p>認知症対応型通所介護は、現に利用している者の数、居宅要介護者であつて認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>四 特定施設入居者生活介護、 施設入居者生活介護、 福祉施設サービス、 介護保健施設サービス、 特定施設入居者生活介護、 認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の当該市町村における利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）の当該市町村における要介護2以上の認定者数に対する割合を、30%以下とすることを目標としたうえで、第3期介護保険事業計画期間（平成18年度～20年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。</p>	<p>平成26年度の介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の当該市町村における利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）の当該市町村における要介護2以上の認定者数に対する割合を、30%以下とすることを目標としたうえで、第3期介護保険事業計画期間（平成18年度～20年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。</p>